

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 2

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 4

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課】 8
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部保険年金課】 1 1
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局企業誘致部企業誘致課】 1 4

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 9 号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部
を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第 1 条 北九州市副市長事務分担規則 (昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号) の
一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(分担事務)

第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

大庭千賀子副市長

- (1) 市長公室、政策局、総務市民局、子ども家庭局及び環境局に
属する事務
- (2) 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 8 0 条の 2 の規
定に基づき、他の執行機関 (農業委員会を除く。) の職員に補助執
行させている職務

館 圭輔副市長

- (1) 会計室、危機管理室、財政・変革局、保健福祉局、都市ブラ
ンド創造局、消防局、上下水道局、交通局及び公営競技局に属する
事務
- (2) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事務

片山憲一副市長

- (1) 技術監理局、産業経済局、都市戦略局、都市整備局、港湾空
港局に属する事務
- (2) 地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、他の執行機関 (農
業委員会に限る。) の職員に補助執行させている職務

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第 2 条 北九州市長代理順序規則 (昭和 4 2 年北九州市規則第 3 1 号) の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「館 圭 輔」を「大 庭 千賀子」に、「片 山 憲 一」を「館 圭 輔」に、「大 庭 千賀子」を「片 山 憲 一」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 5 日から施行する。

北九州市告示第 3 0 9 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）
第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管した
ので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の
台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転
車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過し
ても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分す
る。

別表

移動し、保管した自転 車が放置されていた場 所	移動し、 保管した 自転車の 台数	移動し、保 管した年月 日	保管及び返還を行 う場所
門司区自転車放置禁止 区域外	4 台	令和 8 年 6 月 1 8 日	北九州市小倉北区 青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 6 月 2 3 日	
	1 1 台	令和 8 年 6	

		月 2 4 日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 6 月 8 日	北九州市小倉南区 下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管 所
小倉北区自転車放置禁 止区域外	3 台	令和 8 年 6 月 2 日	
	3 台	令和 8 年 6 月 4 日	
	2 台	令和 8 年 6 月 9 日	
	3 台	令和 8 年 6 月 1 2 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 1 6 日	
	2 台	令和 8 年 6 月 1 8 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 1 9 日	
	2 台	令和 8 年 6 月 2 3 日	
	3 台	令和 8 年 6 月 2 9 日	
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 6 月 1 2 日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	2 台	令和 8 年 6 月 1 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 2 日	
	4 台	令和 8 年 6 月 4 日	
	2 台	令和 8 年 6 月 8 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 1 1 日	

	2 台	令和 8 年 6 月 1 6 日	
	3 台	令和 8 年 6 月 1 8 日	
	4 台	令和 8 年 6 月 2 3 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 2 6 日	
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 6 月 9 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 8 年 6 月 3 0 日	北九州市八幡西区 大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 6 月 3 日	
	2 台	令和 8 年 6 月 5 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 1 1 日	
	2 台	令和 8 年 6 月 1 8 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 6 月 1 7 日	北九州市八幡西区 長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
	1 台	令和 8 年 6 月 1 9 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 2 9 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 6 月 9 日	北九州市八幡西区 大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 8 年 6 月 1 2 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 1 8 日	
	2 台	令和 8 年 6 月	

		月 2 2 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 2 6 日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	4 台	令和 8 年 6 月 5 日	北九州市戸畑区三 六町 1 3 番 三六自転車保管所
	2 台	令和 8 年 6 月 1 6 日	
	3 台	令和 8 年 6 月 2 6 日	
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5 台	令和 8 年 6 月 1 1 日	
戸畑区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 8 年 6 月 3 日	
	1 台	令和 8 年 6 月 2 9 日	

北九州市公告第 5 4 1 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 物件の名称及び数量

公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

（２） 履行内容等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで

（４） 履行場所 市の指示する場所

（５） 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 有資格業者名簿において、取扱品目に「自動車リース」が登録されていること。

（４） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

（１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区域 1 番 1 号

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課

イ 期間 この公告の日から令和 8 年 7 月 2 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休

日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この広告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申出書等の提出

ア 提出場所 第1号アの場所と同じ

イ 提出期間

(ア) 持参の場合

第1号イの期間と同じ

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和8年7月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和8年7月24日までに通知する。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和8年8月7日午後2時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主務課の名称及び所在地等

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-551-8150

北九州市公告第 5 4 2 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 モノクロ複合機 1 台及びカラー複合機 1 台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 1 0 月 1 3 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア モノクロ複写及びカラー複写各 1 枚当たりの単価（当該単価に 1 円未満の端数がある場合は、小数点以下第 2 位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（5 年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額における機器賃貸借料、モノクロ複写及びカラー複写各 1 枚当たりの単価契約とする。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

イ 期間 この公告の日から令和8年7月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

電子メールでの交付を希望する場合は、第4項第7号記載の主管課に連絡すること。

(3) 競争参加の申出書の提出

この広告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、郵送又は持参により競争入札参加申出書を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 郵送による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所に書留郵便により、この公告の日から令和8年7月27日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所にこの公告の日から令和8年7月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに持参のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和8年8月3日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415

北九州市公告第 5 4 3 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 物件の名称及び数量

北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

（２） 履行内容等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 契約締結日から令和 1 5 年 7 月 3 1 日まで

（４） 履行場所 市の指示する場所

（５） 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 有資格業者名簿において、取扱品目に「自動車リース」が登録されていること。

（４） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

（１） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局企業誘致部企業誘致課

イ 期間 この公告の日から令和 8 年 7 月 2 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休

日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この広告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に産業経済局企業誘致部企業誘致課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申出書等の提出

ア 提出場所 第1号アの場所と同じ

イ 提出期間

(ア) 持参の場合

第1号イの期間と同じ

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和8年7月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和8年7月24日までに通知する。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和8年8月7日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主務課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局企業誘致部企業誘致課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2065